

年 月 日

様

広島市消費生活紛争調停委員会
会長

⑩

調停に係る調査等依頼書

広島市においては、市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、広島市消費生活条例（平成 18 年広島市条例第 75 号）を制定し、市長に消費者からの苦情を処理する責務を課すとともに、解決が困難な苦情については、広島市消費生活紛争調停委員会の調停に付することができるものとしています。

ついては、今回、調停を実施することとした案件について、調停審理上、次の事項についての調査等が必要です。よろしくお願いします。

記

1 案件番号

平成 年度広島市消費生活紛争調停委員会調停案件第 号

2 案件の概要

3 事 項